

4 共生社会の実現を目指す教育

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える**全員参加型の社会**です。

鳥取県では、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことのできる地域共生社会を目指し、「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」（愛称：あいサポート条例）が平成29年9月1日に施行となりました。

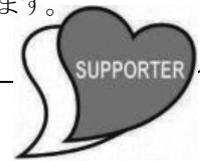
学校教育においては、共生社会の形成を目指して、教育活動全体の中で組織的、計画的、継続的に指導することが重要であり、各教科・道徳・特別活動及び総合的な学習の時間において相互に関連を図ることが大切です。

障がい者理解を推進することを通して、周囲の人々が、障がいのある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要であり、共生社会の形成につながっています。

「あいサポートキッズ」

鳥取県では、誰もが安心して生き生きと暮らしていくことができる地域社会を目指して、「あいサポート運動」に取り組んでいます。

学校においては、「あいサポート運動」や「障がい理解（手話学習や体験学習など）」などの学習を通して、「あいサポート」の心を持った子どもたち（あいサポートキッズ）を育てる取組をしています。



【障がい者理解に焦点をおいた指導目標例】

	小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	中学校
総合的な学習の時間		<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人との交流や障がい疑似体験を通して、障がいを身近なこととして考え、相手の気持ちを考えて行動しようとする態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉体験やボランティア活動を通して、障がいのある人や高齢者の気持ちに寄り添い、自分でできることを考えて行動しようとする態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒が障がいについて自己の生き方との関わりで考え、よりよい解決に向けて地域社会で行動していく態度を育てる。
特別活動	<ul style="list-style-type: none"> 自分や友達の良いところに気付き、仲良く生活しようとする態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分や友達の良さを知り、互いに認め合いながら生活しようとする態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分や友達の長所を理解するとともに、互いに協力し合いながら生活しようとする態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 人間関係をよりよく形成し、他者と協働して集団や自己の課題を解決するとともに、将来の生き方を描き、その実現に向けて、日常生活の向上を図ろうとする態度を養う。
特別の教科 道徳	<ul style="list-style-type: none"> 友達と仲良くし、助け合おうとする心情を育む。 障がいのある人の存在に気付き、温かい心で接しようとする態度を育てる。 お世話になっている人の存在に気付き、感謝する心を養う。 	<ul style="list-style-type: none"> 友達と互いに認め合い、助け合おうとする態度を育てる。 障がいのある人の心情を考え、親切に接しようとする態度を育てる。 自分を支えてくれる人の気持ちを考え、感謝する心を養う。 	<ul style="list-style-type: none"> 友達との信頼関係を深め、互いに協力しようとする態度を育てる。 障がいのある人や支える人の心情に寄り添い、思いやりをもって関わろうとする態度を育てる。 差別や偏見をもつことなく公平、公正に接する心を養う。 	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの個性や立場を理解し、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重する態度を育てる。 障がいの有無に関わらず、自分も他者も、共にかけがえのない存在であるということを感じ、思いやりを持って関わろうとする態度を育てる。 差別や偏見といった社会的な問題を見だし、公平で公正な社会の実現に積極的に努める態度を育てる。

1 手話の普及を通じた共生社会形成の取組

(1) 鳥取県手話言語条例

第1章 総則 第1条

(目的) この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生することができる地域社会を実現することを目的とする。

(2) 手話普及の取組

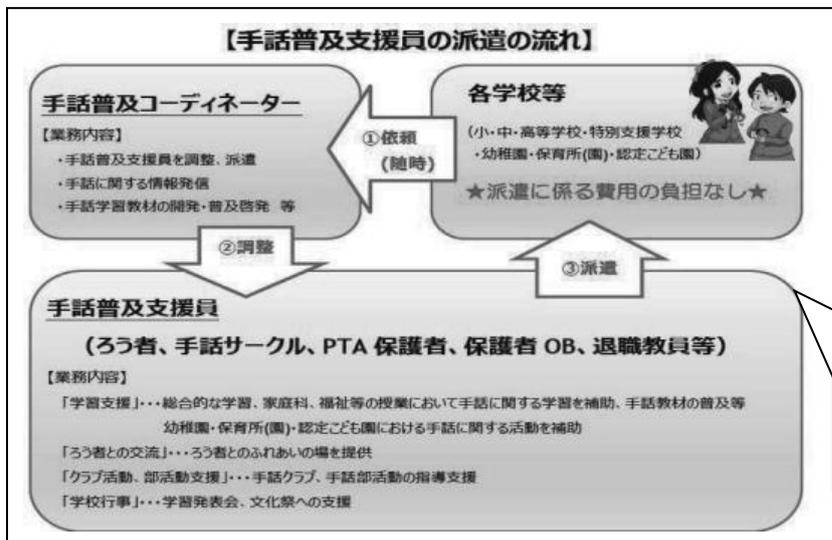
平成25年10月8日の「鳥取県手話言語条例」制定以後、鳥取県においては、手話の普及のために「手話ハンドブックの作成・配布」「手話普及コーディネーターの配置と手話普及支援員の派遣」「指文字タペストリーの配布」「聾学校教職員による出前講座の開催」「聾学校と難聴学級との交流学习」など様々な取組を進めています。

○手話ハンドブック（入門編・活用編）



平成26年2月に手話ハンドブック（入門編）、7月に手話ハンドブック（活用編）、9月に手話ハンドブック（入門編・活用編）の動画DVD配布しました。そして、毎年、小学校を新1年生に配布しています。

○手話普及コーディネーターの配置と手話普及支援員の派遣



すべての学校において、手話を学ぶ環境を整えるために、手話普及コーディネーターの配置と手話普及支援員の派遣を行っています。

手話普及支援員の派遣については、以下のホームページで御確認ください。

【特別支援教育課ホームページ】
<http://www.pref.tottori.lg.jp/265402.htm>

(3) 学校における取組例

県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において手話普及の取組が進められており、各学校が特色を生かして取り組んでいます。

【手話に関する学習の取組例】

- ・「手話ハンドブック」を使った簡単な手話での挨拶
 - ・手話歌の発表に向けた学習
 - ・「鳥取県全国高校生手話パフォーマンス甲子園」に向けての練習
 - ・聴覚障がいに関する理解学習
- (「聴覚障がいの特徴や生活上のバリア (災害時を含む)」「聴覚障がい者とのコミュニケーション」「手話の歴史や必要性」「聴覚障がい者が獲得してきた権利」「国内外で活躍する聴覚障がい者」等)

【手話に関する学習の展開例】

	小学校	中学校
学年等	3年生	1年生
教科等	総合的な学習の時間	道徳
学習の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ろう者との交流をとおして、簡単な手話を覚え、進んでコミュニケーションを図ろうとする。 ・学校内のバリアフリー、ユニバーサルデザインについて考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ろう者との交流をとおして、互いの異なる個性やその良さを見つけ、認め合い、自らを高めることができる。 ・誰もが安心して、生活できる社会の形成に向けて、自分自身にできることを考え、主体的に参画しようとする。
学習の流れ	<ol style="list-style-type: none"> 1 聴導犬について調べる。 <ul style="list-style-type: none"> ・国語科「盲導犬の訓練」と関連させ、盲導犬と聴導犬の違いを考える。 2 ろう者の手話普及支援員の話を知ろう。 <ul style="list-style-type: none"> ・生活の中で困ったことや工夫していること、嬉しかったこと等の経験談を聞く。 3 ろう者の手話普及支援員さんと手話で話す。 <ul style="list-style-type: none"> ・手話ハンドブックを活用しながら、簡単な手話を覚えて会話する。 4 学校内のバリアフリーやユニバーサルデザインについて考える。 <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人にとってもない人にとっても、みんなに優しい学校（施設に関して）であるために、校舎を回って改善できるところを見つけ、話し合う。 5 学習のまとめをする。 <ul style="list-style-type: none"> ・これまで学習してきたことをまとめて発表する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がいのある人とのコミュニケーションについて考える。 <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人とのコミュニケーションには、音声言語や点字、手話、筆談、ジェスチャーなど、多様な方法があることを知る。 2 鳥取県手話言語条例について調べる。 <ul style="list-style-type: none"> ・条例ができた経緯や、手話通訳サービスの充実など条例制定後の変化について調べる。 3 ろう者の手話普及支援員と交流する。 <ul style="list-style-type: none"> ・簡単な手話を覚え、ろう者の手話普及支援員に自己紹介をする。 ・ろう者の手話普及支援員が中学生だった頃の学校生活や家庭生活の様子を聞き、自分の生活との違いに気付く。 4 共生社会に向けて自分にできることを考える。 <ul style="list-style-type: none"> ・学習のまとめとして、地域で障がいのある方と共に生きていくために、どんなことができるか考え、発表する。

2 世代を越えた交流を通じた共生社会形成の取組

家庭や地域社会との連携及び協働と世代を越えた交流の機会（総則編 第1章第5の2のア）

学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

学校は生徒が高齢者と自然に触れ合い交流する機会を設け、高齢者に対する感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心を育み、高齢者から様々な生きた知識や人間の生き方を学んでいくことが大切です。

共生社会の実現に向けて、障がい者理解の推進とともに、高齢者等の理解の推進を図りましょう。

高齢者との交流等をとおして、高齢者に対する理解を深める取組例

- デイサービスを利用されている高齢者とけん玉、こま、あやとり、お手玉等の昔遊びを通じた交流
- 老人クラブの会員と一緒にグラウンドゴルフを通して交流
- 認知症サポーター養成講座を活用して、認知症についての正しい知識や認知症予防の活動、認知症高齢者に対する接し方を学習して交流



認知症サポーターとは
まちの中で道に迷ったり、買い物等で支払いに困ったりしている認知症の方を見かけたとき、できる範囲でそっと手助けする「応援者」のことです。
*県は認知症サポーター養成講座を開催しています。